

積算内訳書の公表に関する取扱要領

1. 趣旨

公共工事（予定価格が250万円を超えないもの等を除く。）については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第8条及び同法施行令第7条第2項の規定により、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項を公表しなければならないこととなっています。また、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針により、予定価格及びその積算内訳を公表することとなっています。

これを受け、現在、本市では制限付き一般競争入札の対象となる工事（予定価格が250万円以上の工事）につき、落札者決定後に、予定価格の積算内訳書（総括表及び中内訳書）の公表を、ホームページ上で行っています。

これに加えて、工事（予定価格が250万円未満のもの。ただし、1者見積合せの案件を除く。）及び積算等の確認決裁を得て積算内訳書を作成している業務委託についても、入札及び契約に関する透明性をより確保するとともに、これらの情報を迅速かつ容易に得られるよう、契約締結後に予定価格の積算内訳書を公表することが必要となっています。

そのためこれらの事務が適正かつ円滑に推進されるよう、この取扱要領を定めるものです。

2. 対象案件

次に掲げる工事及び業務委託で中止又は不調とならなかったもの。ただし、保存期間が満了したもの及び申出時に既にホームページ上で公表中のものは除く。

- (1) 入札の対象となる工事
- (2) 随意契約（複数者見積合せ）の対象となる工事
- (3) 積算等の確認決裁を得て積算内訳書を作成している業務委託（発注業種が花卉樹木管理又は除草の業務委託に限る。）
- (4) 積算等の確認決裁を得て積算内訳書を作成している業務委託（発注業種が花卉樹木管理又は除草の業務委託を除く。）

3. 公表内容

対象案件の総括表及び中内訳書（質疑はできません。ただし、2(1)に掲げるものについては、積算疑義申立制度による疑義申立てをすることはできます。）

4. 公表の申出手続

- (1) 2(1)又は(3)に掲げるもの
公表の申出の有無にかかわらずホームページにて公表するため、手続不要とします。
- (2) 2(2)又は(4)に掲げるもの

本市契約検査課ホームページ内にある「積算内訳書公表申出書」に必要事項を入力して発注部局にメール又は書面で提出してください。

5. 公表方法

本市ホームページに掲載します。

6. 公表日

(1) 4(1)に掲げるもの

開札日の翌日（午前9時まで）

(2) 4(2)に掲げるもの

公表の申出を受けた日から起算して15日以内（土日祝日及び年末年始の休業日を除く）の日

7. 公表期間

(1) 4(1)に掲げるもの

当該文書の保存期間が満了するまで

(2) 4(2)に掲げるもの

申出を受けた日の翌年度の末日と当該文書の保存期間が満了する日のいずれか早い日まで

附 則 [令和4年3月16日決定]

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 [令和4年9月28日改正]

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

附 則 [令和7年2月28日改正]

1 この要領は、制定の日から施行する。

2 花卉樹木管理又は除草の業務委託の令和7年2月及び3月契約締結分についての6(1)の適用については、6(1)中「開札日の翌日（午前9時まで）」とあるのは、「令和7年3月末日までの日」とする。